

## 建築物に係るバリアフリー法に関する事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）のうち建築物に係る部分（法第14条から第24条まで、法第38条及び法第53条。）の施行について、これを所管する新見市長（以下「所管行政庁」という。）の事務取扱いに関する必要な事項を定め、もって事務の円滑化を図り、新見市内の建築物のバリアフリー化に資することを目的とする。

### (指導及び助言等)

第2条 所管行政庁は、防災査察、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第12条第1項に規定する定期報告制度等により、特定建築物の所有者等に対し、建築物のバリアフリー化の必要性を啓発し、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講じるよう指導するものとする。

2 所管行政庁は、市民、建築技術者等に対して、建築物のバリアフリー化を図る必要性の啓発活動、支援措置に関する情報の提供、技術的な基準・工法に関する情報の提供並びに助言に努めるものとする。

### (建築確認申請等)

第3条 法第14条第1項の政令で定める規模以上の特別特定建築物の建築をしようとする場合の基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は基準法第18条第2項の規定による計画の通知に添えることが必要な建築物移動等円滑化基準チェックシートの様式を様式第1号のとおり定める。

### (認定申請)

第4条 法第17条第1項の規定による計画の認定（以下「計画認定」という。）の申請を行おうとする場合には、建築主等は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）第8条に定める認定申請の書類一式に、法第17条第3項に規定する基準に適合することを確認するための誘導基準チェックシート（様式第2号）を添えて、所管行政庁に提出するものとする。

### (変更認定申請等)

第5条 法第18条第1項の規定による計画の変更の認定（以下「変更認定」という。）の申請を行おうとする場合には、認定建築主等は、変更認定申請書（様式第3号）の正本及び副本を所管行政庁に提出するものとする。

2 法第18条第1項に掲げる軽微な変更を行おうとする認定建築主等は、軽微変更届（様式第4号）1部を所管行政庁に提出するものとする。  
（認定における確認の特例等）

第6条 計画認定に合わせて法第17条第4項の申出を行おうとする場合には、建築主等は、第4条に掲げる書類に、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3に規定する書類を添えて、所管行政庁に提出するものとする。

2 前項の場合における確認の申請又は計画の通知の手数料は不要とする。

3 第1項の申し出を受けた所管行政庁は、特定建築物建築等の計画通知書（様式第5号）により、新見市建築主事に通知するものとする。

4 法第17条第1項に規定する建築主事の適合通知は、新見市建築主事により、基準法に規定する確認済証によって行われるものとする。

5 前各号の規定は、変更認定の場合について準用する。  
（取下届等）

第7条 計画認定又は変更認定の申請を取り下げようとする者は、取下届（様式第6号）1部を所管行政庁に提出するものとする。

2 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等を取りやめたときは、取りやめ届（様式第7号）1部に計画認定又は変更認定を受けたことを証する書類を添えて所管行政庁に提出するものとする。

3 所管行政庁は、前2項の規定による取下届又は取りやめ届を受理したときは、受理通知書（様式第8号）により、新見市建築主事に通知するものとする。  
（完了届等）

第8条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等を完了したときは、工事完了届（様式第9号）1部を所管行政庁に提出するものとする。

2 省令第8条に規定する省令第3号様式第9面の維持保全に関する事項が未定で計画認定又は変更認定を受けた認定建築主等は、認定特定建築物の建築等が完了するまでに維持保全計画を作成し、維持保全計画届（様式第10号）1部を前項の工事完了届に添えて所管行政庁に提出するものとする。  
（エレベーターの特例認定）

第9条 法第23条第1項に規定するエレベーターの構造に関する認定の申請は、特例認定申請書（様式第11号）の正本及び副本それぞれに必要な書類及び図面を添えて所管行政庁に提出するものとする。

2 所管行政庁は、前項の規定による申請について認定したときは、特例認定通知書（様式第12号）に前項の申請書副本を添えて、申請者に通知するものとする。  
（報告及び立入検査）

第10条 所管行政庁は、法の施行に必要な場合は、法第14条第1項の政令で定める

規模以上の特別特定建築物の建築主等又は認定建築主等若しくは建築物特定事業を実施すべき建築主等に対して、当該特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合状況等について、適合状況報告書（様式第13号）1部の提出による報告を求めるものとする。

- 2 所管行政庁から立入検査証（省令第18号様式）の交付を受けた担当職員は、法の施行に必要な場合は、関係者に立入検査証を提示した上で、特定建築物等又は特定建築物等の工事現場に立ち入り、検査を行うものとする。

（台帳の整備）

第11条 所管行政庁は、建築物バリアフリー法台帳（様式第14号）を整備し、計画認定、変更認定、報告、届出のあった事項を記録するものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月20日から施行する。